

令和6年10月18日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
情-I-053	将来の戦い方におけるデータ活用に関する調査研究	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和7年3月28日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和6年12月6日（金）10：30
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和6年12月5日12時00分までに、下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

- ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者
- イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

- 注：1 特許には、海外で取得したものを含む。
- 2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。
- ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件 仕様書3.2) (1)～(3)に定める本業務の実施体制並びに仕様書4.2(4)(a)～(c)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和6年11月1日（金）12:00。必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。
- (5) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物（前号を除く）を令和6年11月22日（金）12:00までに提出しなければならない。
- (6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和6年12月4日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30～18:15（12:00～13:00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 黒田 電話 03-3268-3111 内線 20822

防 衛 省 仕 様 書

1 / 7

件 名	将来の戦い方におけるデータ活用に関する 調査研究	仕様書番号	
		作成年月日	令和 6 年 10 月 1 日
		作成部課名	防衛政策局 戦略企画参事官

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、「将来の戦い方におけるデータ活用に関する調査研究」（以下「本役務」という。）について規定するものである。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、表 1 による。

表 1 用語及び定義

番号	用語	定義
1	DAMA-DMBOK2	Data Management Association International - Data Management Body of Knowledge 2nd Edition 及びその改定版のこと。
2	スモールスタート	データマネジメントの意義、メリット等を早期に見出すために、対象とする範囲を限定してデータマネジメントを実施すること。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容を優先する。

- (1) 著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）及び同関連規則
- (2) 知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）及び同関連規則
- (3) 不正競争防止法（平成 5 年法律第 4 7 号）及び同関連規則
- (4) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年法律第 4 2 号）及び同関連規則
- (5) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第 137 号。令和 4 年 3 月 31 日。以下「情報セキュリティ通達」という。）

2 役務の概要

2.1 背景と目的

国家防衛戦略において打ち出された、スタンド・オフ防衛、領域横断作戦といった将来の戦い方を実現するためには、各種装備品等が生成・送受する大量かつ多様なデータを統合し活用していくことが求められると予想される。このようなデータ活用のために必要不可欠な要素のひとつは、データに関する規則体系、組織、ガバナンス等を策定、運用するデータマネジメントである。

そのため、本役務では、データ活用のために必要不可欠なデータマネジメントへの知見を深めるため、データマネジメントの概要等について調査する。また、データマネジメントを実践するためのノウハウを蓄積するため、モデルケースを用いたデータマネジメントの立ち上げプロセスを実施し、その記録等を作成する。

3 役務に関する要求

3.1 実施内容

3.1.1 データマネジメントに関する調査

契約相手方は、データ活用のためのデータマネジメントに関する調査を行い、調査結果を整理する。調査内容は、以下に示す事項に加え、契約相手方が提案書に記載した事項を含めるものとする。調査の情報源としては、DAMA-DMBOK2 等のプラクティス集、公刊物、一般書籍等の公開情報の他に、契約相手方又は再委託（外注）先が有する知見を情報源として含めてよいものとする。また、調査においては、概念的な内容のみならず、具体的な事例を含めて調査すること。

- (1) データマネジメントの概要
 - (ア) 定義
 - (イ) 目的
 - (ウ) 意義、重要性
 - (エ) メリット
 - (オ) 構成要素及びそれらの関係性
- (2) データマネジメント実践のプラクティス
 - (ア) 立ち上げプロセスの実践方法
 - (イ) 運用・改善プロセスの実践方法
- (3) データマネジメントのための製品・サービス
 - (ア) 市場の主な製品・サービスのそれぞれの特徴及び差異
 - (イ) 製品・サービスの選定する際の観点
- (4) データマネジメントのための人材育成
 - (ア) 必要となる人材
 - (イ) 人材育成のプラクティス

3.1.2 データマネジメントの立ち上げプロセスの実践方法の提示

契約相手方は、以下に示す要領でモデルケースを用いたデータマネジメントの立ち上げプロセスを実施し、その記録等を作成する。

- (1) 官へのヒアリングを実施し、モデルケースを選定する。選定するモデルケースは、スモールスタートとなり、立ち上げプロセス以降のプロセスの実施も見越したものになるように留意すること。
- (2) モデルケースを用いてデータマネジメントの立ち上げプロセスを実施し、データマネジメント基本方針骨子案を作成する。
- (3) モデルケースの選定理由、データマネジメントの立ち上げプロセスの実施内容、実施時の思考過程等を記録し、整理する。

なお、具体的なデータマネジメントの立ち上げプロセスの実施手法、基本方針骨子案の内容及びその他の成果物は契約相手方の提案書によるものとする。

3.2 役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- (1) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全並びに知的財産の保護を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- (2) 前記(1)の業務従事者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- (3) 上記(1)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- (4) 上記(1)の業務従事者のうち 1 名以上が、データ活用のためのデータマネジメントの企画、立ち上げ、継続的な運用に関する調査研究、コンサルティング等を民間企業又は公的機関に対して行う業務に、合計 3 年以上従事した経験を有すること。

3.3 契約相手方の要件

- (1) 契約相手方は、情報セキュリティ通達の調達における情報セキュリティ基準適合者であることを証明すること。

3.4 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 28 日までの期間とする。

3.5 文書の作成

3.5.1 業務従事者名簿の作成

契約相手方は、官側と調整の上、契約締結後直ちに本役務に係る業務従事者名簿を作成し、官側に提出して承認を得るものとする。また、契約期間中に、業務従事者に変更が生じた場合は、官側に報告し、変更分を作成するものとする。

3.5.2 実施計画書の作成

契約相手方は、官側と調整の上、契約締結後速やかに「実施計画書」（実施体制図、本仕様書で求める実施内容を遂行するための計画及び具体的手法、実施スケジュール、再委託（外注）先等を含む。）を作成し、官側の承認を得るものとする。

3.5.3 成果報告書及びその要約版の作成

契約相手方は、本役務の成果として、3.1 の実施結果をまとめた成果報告書及びその要約版を作成し、官側の承認を得るものとする。

なお、成果報告書は Microsoft® Word 等の文書作成ソフトで作成するものとする。また、文献を引用等する場合にはその文献名等を示すこと。

3.6 成果報告会等の実施

3.6.1 官民定例会

契約相手方は、本役務に必要な事項や進捗について報告及び意見交換を行い、また、官側に聞き取り調査を実施するため、2 週間に 1 回程度を基準として官民定例会を行うものとする。

3.6.2 成果報告会

契約相手方は、令和 7 年 3 月を基準として、本役務の実施内容及び成果を説明する成果報告会を実施するものとする。成果報告会においては、成果報告書とは別に報告会用の資料を作成し、説明及び質疑応答を行うものとする。また、成果報告会の議事録を作成し、官の承認を得るものとする。

3.7 提出書類

契約相手方は、3.5 及び 3.6 で作成し、官側の承認を得た文書を、表 2 に基づき提出するものとする。

なお、提出書類に不正競争防止法等に基づく社外秘等を含む場合は、同法等に基づき表示するものとする。

表 2 提出書類

番号	名称	数量	納入場所	納入時期	備考
1	業務従事者名簿	2 部	防衛政策局 戦略企画参 事官	契約締結後直 ちに （変更があっ た場合はその 都度）	1 部は電子媒 体にて提出
2	実施計画書	2 部		契約締結後速 やかに	
3	成果報告書	2 部		令和 7 年 3 月	
4	成果報告書（要約版）	2 部			
5	成果報告会資料	2 部			
6	成果報告会議事録	2 部			

4 その他

4.1 監督・検査

監督・検査は本仕様書に基づき戦略企画参事官付の支出負担行為担当官等補助者が実施するものとする。

4.2 情報保全

- (1) 契約相手方は、資料及び物件の取扱いに当たっては細心の注意を払い、官から貸付を受けた資料等について、当該作業後、速やかに返却するものとする。
- (2) 業務従事者は、業務従事者名簿に記載された者に限定するものとする。
- (3) 契約相手方は、秘密情報の取り扱いを行う場合は、契約相手方の秘密保全規則等に基づき、秘密の保護措置を確実に行うものとする。
- (4) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第 2 項第 1 号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。また、保護すべき情報の細部については、表 3 のとおりとする。
 - (a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第 5 項第 4 号の規定に基づく解除をしようとする

7 枚中の 6 枚

る場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。) として取り扱われることを保障する履行体制

(b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制

(c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

表 3 保護すべき情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	官から提供する情報	4.4 により官から提供する情報のうち保護すべき情報等に該当する部分	—

4.3 知的財産権及びその他の権利

- (1) 契約相手方は、この契約の履行に際して、第三者の有する著作権、特許権等、知的財産基本法第 2 条 2 項に定める知的財産権を侵害しないことを確認するものとする。
- (2) 提出書類に関する著作権は官に帰属するものとする。また、契約相手方は著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。
- (3) 契約相手方は、本調査の履行に際して、必要不可欠な限度において、第三者が著作権を官に移転できないとき、当該部分にその旨を明示するものとする。
- (4) 提出書類に行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 2 号に該当する情報を記載する場合には、その都度その該当部分を明示するとともに、その理由を記載するものとする。
- (5) 契約相手方は、前記(4)に定める必要な措置を講じなかったことにより、官が損害を受けた場合には、官は契約相手方に対して、その損害につき賠償を請求することができるものとする。
- (6) 官及び契約相手方は、知的財産権の権利の帰属に関し、疑義が生じた場合には、その都度、協議して解決するものとする。

4.4 官側の支援

契約相手方は、この契約を履行するに当たり、官の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

4.5 器材等

契約相手方は、本役務に必要な器材等を準備するものとする。

4.6 発生材の処置

本役務により生じた発生材は、官と調整のうえ、契約相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

4.7 その他の事項

- (1) 契約相手方は、不可抗力以外で官の設備及び器材等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。
- (2) 官は、本役務中に発生した事故等について、官の責に帰する場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
- (3) 契約相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

別記様式第 1 （第 2 項関係）

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号										
	調 達 要 求 番 号										
	調 達 要 求 年 月 日										
	作 成 部 課	防衛政策局戦略企画参事官									
	作 成 年 月 日	令和 6 年 1 0 月 1 日									
品 名	将来の戦い方におけるデータ活用に関する調査研究										
仕 様 書 番 号											
1 保護すべき情報の管理 契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第 1 3 7 号。令和 4 年 3 月 3 1 日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。 2 保護すべき情報として指定された情報 <table><tr><th>保護すべき情報</th><th>保護すべき情報の詳細</th><th>企業で取り扱う際の留意事項</th><th>備 考</th></tr><tr><td>官から提供する情報</td><td>仕様書 4.4 により官から提供する情報のうち保護すべき情報等に該当する部分</td><td></td><td></td></tr></table> 3 特記事項				保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考	官から提供する情報	仕様書 4.4 により官から提供する情報のうち保護すべき情報等に該当する部分		
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考								
官から提供する情報	仕様書 4.4 により官から提供する情報のうち保護すべき情報等に該当する部分										